

秋田市市民サービスセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月21日

秋田市長 穂積 志

秋田市条例第48号

秋田市市民サービスセンター条例の一部を改正する条例

秋田市市民サービスセンター条例（平成20年秋田市条例第38号）の一部を次のように改正する。

無料	無料
2,090円	2,460円
4,190円	4,930円
無料	無料
1,570円	1,850円
4,190円	4,930円
無料	無料
540円	640円

別表中

1,070円
910円
3,180円
11,380円
無料
210円
410円
830円
1,250円

を

1,260円
1,070円
3,740円
13,390円
無料
250円
480円
980円
1,470円

に改める。

無料	無料
410円	480円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の秋田市市民サービスセンター条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る同日以後に納付すべき使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料および同日以後の使用に係る同日前に納付すべき使用料については、なお従前の例による。